現行の水田活用直接支払交付金が見直しされます

○令和９年度から、水田を対象として支援する交付金を、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換されます。このため、令和９年度以降、「５年水張りの要件」は求めません。

○令和７年・８年の対応について

①令和４年から水稲を作付していない田	解消	水稲を作付する または ※土づくりをしましょう
②令和４年から何も作付していない田 （保全管理等の不作付地）	解消	水稲、自家野菜等を作付する

※【R7.4月見直し】「土づくり」については、作業日誌、資材の購入伝票の保管が必須

交付対象水田として維持するために…

令和４年度からスタートした５年水張ルールは令和８年度まで残っています。
令和９年度に見直しが予定されている水田活用直接支払交付金の「交付対象農地」となれるよう、令和９年度まで「交付対象水田」の状態を維持しましょう。

１．令和４年度から連続して水稲の作付けが行われていない農地は要注意！

令和４年度から５年間連続して水稲の作付けが行われていない農地は**交付対象外**となります。

〇交付対象水田として維持するために…
・水張（水稲作付）を実施＝「水稲を作付」　したことが確認できること
・連作障害を回避する取組＝「土づくり」　を実施したことが確認できること
どちらか一方の取り組みをお願いします

令和７年４月１日以降の取組が対象です。

「土づくり」の取組とは…
・土壌改良資材、堆肥、もみ殻等の施用　　・後作緑肥の作付け
・土壌にかかる薬剤散布　　・病害虫抵抗品種の作付け等

取組の確認のためにお願いしたいこと
・出荷する作物　→　作業日誌に土づくりの項目を記載して提出
・緑肥・自家作物・不作付地　→　作業日誌や種子の購入伝票等の提出

〇交付対象　×交付対象

・水稲作付なし

	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）	令和９年（2027）
作付品目	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
水張適用年度	22	22	22	22	22	22
不作付年数	1	2	3	4	5	6

・水稲作付あり

	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）	令和９年（2027）
作付品目	大豆	大豆	大豆	水稲	大豆	大豆
水張適用年度	22	22	22	22	26	26
不作付年数	1	2	3	4	1	2

〇交付対象

・土づくり取組

	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）	令和７年（2025）	令和８年（2026）	令和９年（2027）
作付品目	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆	大豆
水張適用年度	22	22	22	22	26	26
不作付年数	1	2	3	4	1	2

カウント
リセット

土づくりの取り組み

図1．水稲の作付が行われていない場合における交付対象となる条件のイメージ

２．３年間連続して作物を作付けしていない農地は要注意！

３年間連続して作物の作付けが行われていない農地で４年目も作付けが行われない農地は原則、**交付対象外**となります。※ただし、地域計画に位置付けられた農地は除く

〇交付対象水田として維持するために…
・作付けを行う
・地域計画に位置付けられる
} どちらかでも条件を満たすようお願いします

市街化区域、用途地域は地域計画が無いので、注意が必要です。
作付けは自家消費用の野菜や地力作物でもかまいません。

	令和４年（2022）	令和５年（2023）	令和６年（2024）
作付状況	不作付地	不作付地	不作付地
不作付年度	22	22	22
不作付年数	1	2	3

令和７年（2025）　　令和７年

あり → 〇交付対象
「作付け」
なし → あり（「地域計画」） → 〇交付対象
なし → ×交付対象外

図2．不作付地における交付対象となる条件のイメージ